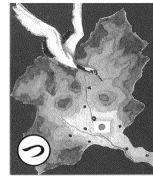




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月16日(金) 第9583号

目次

	ページ
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	2
○政治団体の異動事項	3
○政治団体の解散届出	4
○資金管理団体の名称等	5
○資金管理団体の異動事項	5
○資金管理団体の指定の取消し等	6
人事委員会規則	
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則	7
落 札	
○落札者等の決定(小児医療センター)	8

■ 告 示

◎群馬県告示第75号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 安中市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成30年4月17日	午前10時～午後3時	安中市松井田庁舎南側車庫棟
平成30年4月18日	午前10時～午後3時	安中市安中公民館
平成30年4月19日	午前10時～午後3時	安中市原市公民館
平成30年4月20日	午前10時～正午	安中市岩野谷公民館
平成30年4月24日	午前10時～午後3時	安中市役所本庁北側車庫棟

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修 平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
栗原まや後援会	栗原真耶	栗原辰典	伊勢崎市境上武士348-8
	平成30年2月1日		
たべいみはる後援会	田部井美晴	田部井進	伊勢崎市境平塚1136-2

	平成30年2月14日		
戸田宣男後援会	戸田宣男	上村洋治	利根郡みなかみ町布施443-5
	平成30年2月7日		
黛憲治後援会	黛憲治	黛憲治	安中市松井田町下増田2105-1
	平成30年2月23日		
横田たくやと高崎の未来をつむぐ会	横田卓也	横田千夏	高崎市金古町1478-3
	平成30年2月27日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党伊勢崎支部	会計責任者の氏名	原敬一	川田泰弘	平成30年2月10日
自由民主党太田支部	会計責任者の氏名	大川陽一	市川隆康	平成30年2月20日
自由民主党群馬県伊勢崎市第八支部	会計責任者の氏名	原敬一	川田泰弘	平成30年2月10日
自由民主党群馬県自動車販売支部	代表者の氏名	大山駿作	都丸正樹	平成30年2月19日
自由民主党群馬県山田郡第一支部	会計責任者の氏名	根岸伸夫	石原恵理子	平成30年2月20日
自由民主党山田支部	会計責任者の氏名	根岸伸夫	石原恵理子	平成30年2月20日
自由民主党吉井支部	主たる事務所の所在地	高崎市吉井町吉井15	高崎市吉井町吉井川507-2	平成30年2月12日
	代表者の氏名	福田達夫	荻原康二	平成30年2月12日
	会計責任者の氏名	麻生洋佑	三木重充	平成30年2月12日
民進党群馬県第4区総支部	主たる事務所の所在地	高崎市日高町554-2	高崎市上中居町850-1	平成30年2月15日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青木幸雄後援会	代表者の氏名	大朧光司	堀越寛一	平成29年 12月31日
岩井けんたろう後援会	代表者の氏名	岩井賢太郎	黒澤映一	平成30年 1月1日
かどくら邦良連合後援会	会計責任者の氏名	黛敦子	角倉敏夫	平成30年 2月15日
元気な富岡	政治団体の名称	元気な富岡	再生(さいせい)富岡	平成30年 2月15日
	代表者の氏名	飯塚茂雄	黒澤映一	平成30年 2月15日
	会計責任者の氏名	吉井洋二	飯塚茂雄	平成30年 2月15日
憲法をくらしに生かす県政の会	代表者の氏名	五十嵐弘幸	真砂貞夫	平成30年 1月17日
長沼宏泰後援会	会計責任者の氏名	長沼千恵美	長沼高志	平成30年 2月1日
堀地和子後援会	会計責任者の氏名	堀地和子	山浦秀子	平成30年 2月9日
堀越啓仁後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市宮子町3410-3	佐波郡玉村町角淵2035	平成30年 2月6日
	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	平成29年 10月24日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	堀越啓仁、衆議院議員	堀越啓仁、参議院議員	平成29年 10月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

民進党群馬県第1行政区支部	角倉邦良	平成30年2月20日
---------------	------	------------

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青木幸雄後援会	大朧光司	平成29年12月31日
反町きよし後援会	反町清	平成29年12月31日
中島信義後援会	阿部武次郎	平成29年12月31日
森下直後援会	森下直	平成29年12月31日
矢島せいじと共に歩む会	矢島征司	平成29年12月31日
矢島せいじを励ます会	木暮昇	平成29年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岩井賢太郎	富岡市長	岩井けんたろう後援会	富岡市富岡1785	平成30年1月1日
黛憲治	安中市長	黛憲治後援会	安中市松井田町下増田2105-1	平成30年2月23日

◎群馬県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日

者の氏名					
阿部知世	ともの会	公職の種類	群馬県議会議員	太田市長	平成29年 5月1日
一場明夫	一場明夫後援会	公職の種類	東吾妻町長	東吾妻町議会議員	平成30年 2月20日
猪熊篤史	元気な渋川をつくる会	公職の種類	渋川市議会議員	渋川市長	平成30年 2月19日
堀越啓仁	堀越啓仁後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成29年 10月24日
		主たる事務所 の所在地	伊勢崎市宮子町3410 -3	佐波郡玉村町角淵203 5	平成30年 2月6日

◎群馬県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
反町清	反町きよし後援会	平成29年12月31日
森下直	森下直後援会	平成29年12月31日
矢島征司	矢島せいじと共に歩む会	平成29年12月31日

■ 人事委員会規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第四号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則(平成二年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第十六条」の下に「・第十六条の二」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

(特定大規模災害に係る遭難救助手当の特例)

第十六条の二 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の第二

一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため前条第一項第

三号の作業に従事した場合の遭難救助手当の額は、同条第二項及び第三項の規定

にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第三号の作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合 四
千六百円

二 前条第一項第三号の作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会
会が定める期間以上従事した場合 千六百八十円

三 前二号に掲げる場合以外の場合 八百四十円

第十九条第三項中「前項及び第二十四条第二項」を「前二項」に、「は、当該降
下作業に従事した日一日につき」を「にあつては、」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、ホバリングをして行う吊り上げ救助作業に従事した
時間がある場合の第一項の手当の額は、前項各号に定める手当の額に、当該作業
に従事した時間一時間につき同項各号に定める額(同項第二号にあつては、二千
二百円)の百分の三十に相当する額を加算した額とする。

附則第六項中「(以下「災害警備等の作業」という。)」を削り、「第三項」の
下に「並びに第十六条の二」を加え、同項第一号及び第二号中「災害警備等」を
「第十六条第一項第三号」に改める。

附則第七項中「災害警備等」を「第十六条第一項第三号」に改める。

(群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改
正)

第二条 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則(平
成二十四年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則第二条の改正規定、

同規則第十六条の次に一条を加える改正規定並びに同規則附則第六項及び第七項の改正規定並びに第二条の規定 公布の日

二 第一条中群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則第十九条の改正規定

平成三十年四月一日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年3月16日

群馬県立小児医療センター院長 丸山 健一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 超音波画像診断装置 一式(メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 平成30年2月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 キヤノンメディカルシステムズ株式会社群馬支店 群馬県前橋市表町二丁目30番8号エキータ4階
- 5 落札金額 46,297,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年1月9日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111